1

令和元年9月13日

毎週月,水,金曜日発行

## 富山県報

号 外(2)

目

次

告 示

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定

1

## 富山県告示第376号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和元年10月1日から施行する。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について(平成26年富山県告示第 357号)は、 令和元年9月30日限り、廃止する。

令和元年9月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
金額	440円	140円	60円

2 富山県公衆浴場基準条例(昭和26年富山県条例第7号)第2条に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

(生活衛生課)

発 行 富